

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2025年6月30日現在	
～2025年6月29日	2025年6月30日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第 1 編） （平成23年 B N S ネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日 料金表 通則 （V P Nサービスの区別等） 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。 (1) （略） (2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。<table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略）</td></tr><tr><td>13 （略）</td></tr></table> (3)～(4) （略） （専用サービスの区別等） 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1) （略） (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。<table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）</td></tr></table>	（略）	備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略）	13 （略）	（略）	備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）	▲Universal Oneサービス契約約款（第 1 編） （平成23年 B N S ネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日 料金表 通則 （V P Nサービスの区別等） 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。 (1) （略） (2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。<table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略） <u>エ Smart Data Platformサービス利用規約に規定するSmart Data Platformサービス</u></td></tr><tr><td>13 （略）</td></tr></table> (3)～(4) （略） （専用サービスの区別等） 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1) （略） (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。<table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）</td></tr></table>	（略）	備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略） <u>エ Smart Data Platformサービス利用規約に規定するSmart Data Platformサービス</u>	13 （略）	（略）	備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）
（略）											
備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略）											
13 （略）											
（略）											
備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）											
（略）											
備考 1～11 （略） 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) （略） (2) 電気通信サービス ア～ウ （略） <u>エ Smart Data Platformサービス利用規約に規定するSmart Data Platformサービス</u>											
13 （略）											
（略）											
備考 1 （略） 2 回線契約者（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考 3 までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1)～(3) （略）											

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2025年6月30日現在	
～2025年6月29日	2025年6月30日～
3～4 （略） (3)～(4) （略）	(4) Smart Data Platformサービス利用規約に規定するSmart Data Platformサービス 3～4 （略） (3)～(4) （略）
	附 則（令和7年6月25日5GIサ第000400010272-01号） この改正規定は、令和7年6月30日から実施します。